

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ昼食弁当調達業務 仕様書

1 委託業務名

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ昼食弁当調達業務

2 目的

令和7年(2025年)に、本県で開催するわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(以下「両大会」という。リハーサル大会、公式練習日等も含む。)の参加者等に提供する昼食弁当(以下「弁当」という。)については、短期間に大量の弁当発注業務が生じる。

このことから、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「甲」という。)が選定した弁当調製施設の調製能力等に応じて、計画的かつ効率的な発注業務をはじめ、参加者等からの弁当申込の取りまとめ(受・発注管理)、配送・弁当引換管理、料金徴収および精算までの一連の業務を安全かつ正確に行うことを目的に本業務を委託する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年(2025年)年12月26日(金)までとする。

4 通則

受託者(以下「乙」という。)は、本業務の遂行に当たり、甲との十分な協議のもとに業務を進めること。また、本仕様書に記載のない事項および本仕様書に疑義が生じる場合は、適宜甲と協議の上、決定すること。

5 適用

本業務の履行に当たっては、最新の法令を遵守すること。

6 日程および会場

(1)わた SHIGA 輝く国スポ
ア 開・閉会式等

日程	行事	会場
令和7年9月21日(日)	式典リハーサル	平和堂 HATO スタジアム 所在地:彦根市松原町 3028
9月28日(日)	総合開会式	
10月8日(水)	総合閉会式	

イ 競技会

競技名	日程	行事	会場
ラグビー	令和7年10月1日(水) ~10月2日(木)	公式練習等	滋賀県希望が丘文化公園 所在地:野洲市北桜978
	10月3日(金) ~10月7日(火)	競技会	
ボウリング	令和7年9月27日(土) ~9月28日(日)	公式練習等	ラピュタボウル彦根 所在地:彦根市竹ヶ鼻町 43-1
	9月29日(月) ~10月3日(金)	競技会	

(2) わたSHIGA輝く障スポ

ア 開・閉会式等

日程	行事	会場
令和7年10月18日(土)	式典リハーサル	平和堂 HATO スタジアム 所在地:彦根市松原町 3028
10月25日(土)	開会式	
10月27日(月)	閉会式	

イ 競技会

競技名	日程	行事	会場
陸上競技 (身・知)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	平和堂 HATO スタジアム 所在地:彦根市松原町 3028
	10月24日(金)	公式練習	
	10月25日(土) ~10月27日(月)	競技会	
水泳 (身・知)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	インフロニア草津アクアティクスセンター 所在地:草津市西大路町 13-10
	10月24日(金)	公式練習	
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競技会	
アーチェリー (身)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド 所在地:愛荘町軽野甲 100
	10月24日(金)	公式練習	
	10月26日(日)	競技会	
卓球 (サント ^o テーブル tennis を含む) (身・知・精)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	野洲市総合体育館 所在地:野洲市富波甲1339
	10月24日(金)	公式練習	
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競技会	
フライングディスク (身・知)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	甲賀市水口スポーツの森 所在地:甲賀市水口町北内貴230
	10月24日(金)	公式練習	
	10月25日(土) ~10月27日(月)	競技会	
ポッチャ (身)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	甲賀市水口体育館 所在地:甲賀市水口町鹿深 3-46
	10月24日(金)	公式練習	
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競技会	
ボウリング (知)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	ラピュタボウル彦根 所在地:彦根市竹ヶ鼻町 43-1
	10月24日(金)	公式練習	
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競技会	
バスケットボール (知)	令和7年5月24日(土) ~5月25日(日)	リハーサル大会	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ) 所在地:大津市上田上中野町779
	10月24日(金)	公式練習	
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競技会	
車いすバスケットボール	令和7年5月24日(土) ~5月25日(日)	リハーサル大会	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)

(身)	10月24日(金)	公 式 練 習	所在地:大津市上田上中野町 779
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競 技 会	
ソフトボール (知)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	高島市今津総合運動公園第1 グラウンド・第2グラウンド 所在地:高島市今津町日置前 3110
	10月24日(金)	公 式 練 習	
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競 技 会	
グラウンドソフトボ ール (身)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	東近江市総合運動公園布引多 目的グラウンド 所在地:東近江市芝原町1503
	10月24日(金)	公 式 練 習	
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競 技 会	
バレーボール (身)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	近江八幡市立運動公園体育館 所在地:近江八幡市津田町18
	10月24日(金)	公 式 練 習	
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競 技 会	
バレーボール (知)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	湖南市総合体育館 所在地:湖南市夏見589
	10月24日(金)	公 式 練 習	
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競 技 会	
バレーボール (精)	令和7年5月24日(土)	リハーサル大会	草津市総合体育館 所在地:草津市下笠町161
	10月24日(金)	公 式 練 習	
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競 技 会	
サッカー (知)	令和7年5月24日(土) ~5月25日(日)	リハーサル大会	野洲川歴史公園サッカー場(ビ ッグレイク) 所在地:守山市服部町2439
	10月24日(金)	公 式 練 習	
	10月25日(土) ~10月27日(月)	競 技 会	
フットソフトボール (知)	令和7年5月25日(日)	リハーサル大会	長浜バイオ大学ドーム (滋賀県立長浜ドーム) 所在地:長浜市田村町1320
	10月24日(金)	公 式 練 習	
	10月25日(土) ~10月26日(日)	競 技 会	

7 業務内容

乙は、6(1)および(2)における両大会参加者等に、無償で提供する弁当(以下「支給弁当」という。)および有償で提供する弁当(以下「あっせん弁当」という。)の調達に係る以下の業務を行うこと。

(1) 弁当申込の取りまとめおよび受注管理

ア 弁当申込の取りまとめ

乙は、ウェブサイトを立ち上げ、甲が指定する弁当種類に応じた弁当申込に関するシステムを構築し、このシステムにより申込を受け、当該申込を取りまとめること。

なお、支給弁当および県実施本部員等システムを利用しない者のあっせん弁当は、甲が申込を取りまとめの上、乙にデータを提供する。

イ システム申込への対応

乙は、システムによる申込者に対して、ログインID およびパスワードを発行して弁当申込に対応すること。

なお、支給弁当および県実施本部員等システムを利用しない者のあっせん弁当については、甲が参加区分ごとに申込を取りまとめてデータ提供を行うので、乙においてシステム入力を行うこと。

ウ 弁当申込履歴の作成・管理

乙は、弁当の申込、変更、取消、追加が正確に反映されるようにデータ管理するとともに、甲および乙が弁当申込、変更履歴がシステム上で、確認、参照できるようにすること。

エ 弁当申込に係る問合せおよび変更、取消、追加への対応

乙は、弁当担当者およびシステム責任者を配置し、変更、取消、追加の申入れ等の弁当申込に係る種々の問合せに対して、適宜、回答および対応するとともに、申込履歴の管理等を行うこと。

オ 入金確認

申込者の弁当料金支払は、銀行口座と申込データを照合の上、入金確認すること。

カ 弁当引換券の発行および送付

乙は、システムでの弁当申込分については、弁当引換券を発行できるようにシステムを構築すること。また、支給弁当および県実施本部員等システムを利用しない者のあっせん弁当の弁当引換券については、乙において作成(個券・団体券)の上、弁当申込者に送付すること。

キ 昼食弁当申込データの集計

乙は、弁当申込データの集計・管理を行い、「引換所別」、「引換所別精算区分別」、「引換所別参加区分別」および「引換所別弁当調製施設別」等の弁当個数一覧が出力できるようにすること。

(2) 弁当調製施設との調整

ア 弁当発注計画の作成

乙は、甲の選定した弁当調製施設と調整の上、様々な条件(調製能力、調製意思、冷蔵車の保有台数、積載量、当日の運用等)を勘案し、弁当発注計画を作成すること。また、必要に応じて冷蔵車の手配等の対応を図ること。

イ 献立の調整

ウ 外箱およびお品書き等付属品の配布

エ その他

乙は、弁当の円滑な調達を行うため、その他所要の調整を弁当調製施設と行うこと。

(3) 弁当調製施設への説明

ア 全体説明会の開催

乙は、弁当調製施設説明会において、弁当の発注、精算、当日の配送等における留意事項について説明すること。

イ 個別説明の実施

乙は、弁当調製施設を個別に訪問し、発注、納品に対する説明を改めて行うとともに、種々の条件を勘案し、調製可否の確認等を行うこと。

(4) 弁当発注

ア 弁当発注スケジュールの作成

乙は、一連の業務を迅速かつ確実に行うため、弁当調製施設への発注、納品指示、最終確

認、請求、支払いの伝達方法、時期等を内容とする弁当発注スケジュールを、6に記載の行事ごとに作成すること。

イ 仕様書・契約書の作成

乙は、弁当の調達に係る仕様等を定める契約書を作成し、弁当調製施設との間で締結すること。

ウ 弁当調製施設への発注・納品指示

乙は、弁当調製施設が安定的かつ効率的に食材および資材の確保ができるよう、随時、発注見込数量の情報提供を行い、弁当調製施設に損害を与えないように配慮した適正な発注を行うこと。また、必要なときに必要な数の納品が行われるよう、弁当調製施設が納品する弁当引換所ごとの個数、配達時間および納品場所、配送ルート、冷蔵車等の駐車位置を示す会場地図を納品指示書に添付するなどの対応を行うこと。

エ 弁当調製施設との受注確認受理等

乙は、弁当調製施設との発受注、納品指示が確実に行われるよう、これらの確認方法について弁当調製施設と調整を行うこと。また、弁当調製施設からの受注確認受理と受注状況について甲に報告すること。

(5) 配送管理・弁当引換管理

ア 弁当あっせん員マニュアルの作成

乙は、各弁当引換所において弁当納入に係る諸調整、弁当引換補助を行う弁当あっせん員向けの業務マニュアルを作成すること。

イ 弁当あっせん員への説明

乙は、弁当あっせん員マニュアルを配付の上、業務内容、スケジュール、連絡体制、弁当引換所の概要、各種報告、諸注意事項等について、説明会(事前・当日)を実施すること。

ウ 不備、不測の事態への事前検討

乙は、荒天時や不良品の発生、納入遅延等の不備、不測の事態に対する代替措置の検討を事前に行うこと。

エ 弁当あっせん員の業務内容

乙は、全ての弁当引換所等に弁当あっせん員を1名以上配備し、実施本部員(弁当係)等と連携の上、次の業務を行うこと。

(ア)冷蔵車等の到着管理

冷蔵車等の弁当引換所への到着時間確認、入出庫時の駐車場所への誘導を行うこと。また、引換終了まで冷蔵車等を待機させ、同様に冷蔵車等を退出させること。

なお、甲および弁当調製施設と調整の上、「冷蔵車等の誘導計画」を作成するとともに、計画が、確実かつ円滑に実施できる体制づくりを行うこと。

(イ)弁当の検品・検査・検食

納品時に、納品された弁当の個数の確認を行うとともに、冷蔵車等の庫内温度・弁当の表面温度を測定の上、検食(異物混入の有無等の確認を含む。)を行うこと。また、所定の様式に検査結果を記録するとともに、表示ラベル、弁当の写真を撮影すること。

(ウ)弁当の配付管理補助

実施本部員(弁当係)との連携を図り、弁当の引換状況を確認し、冷蔵車等からの弁当搬出のタイミングを調整すること。また、待機場所に駐車している冷蔵車等に弁当引換所への移動のタイミングを指示し、誘導すること。

(エ)不備、不測の事態への対応

荒天時や不良品の発生、納入遅延等の不備、不測の事態に対応すること。

(オ) 弁当ガラ回収の誘導

所定の時間まで冷蔵車等を待機させ、申込者から回収した弁当ガラを積んで退出するように指示すること。また、待機場所に駐車している冷蔵車等については、ドライバーと連携しタイミングを計りながら、順次、弁当ガラ回収を行うこと。

(カ) 衛生本部への報告等

冷蔵車等到着・検品・検査・検食時(1回目)、弁当引換終了時(2回目)、業務終了時(3回目)の計3回、衛生本部に報告するとともに、適宜衛生本部と連携を取ること。また、申込者からの弁当に係る苦情等が発生した場合に対応するとともに、速やかに衛生本部に報告すること。

(キ) 弁当調製事業者との連絡調整等

弁当調達および調製に関して弁当調製事業者との連絡調整等を適切に行うこと。

(6) 料金の徴収、精算

ア 料金の徴収および弁当調製施設への支払い

乙は、参加区分ごとに弁当料金入金期日を設定し、請求書を送付の上、弁当料金を徴収し、参加区分ごとに入金確認を行うこと。また、弁当調製施設への支払いについては、契約書の定めに従い、所定の期日までに所定の方法により支払うこと。

イ 料金と弁当個数の照合、返金および追加請求対応

(ア) 料金と弁当個数の照合

乙は、弁当料金振込口座の通帳記入により入金確認を行い、各申込者の入金額と請求額、個数等に相違がないか確認を行うこと。

(イ) 返金および追加請求対応

乙は、申込の状況に応じ、料金の返金および追加請求を行うこと。

ウ 請求書および領収書の発行

乙は、システムの申込データに基づき、全ての申込者に請求書を発行し、これを送付すること。また、領収書の発行を希望する申出があった場合は、これに応じ、領収書を発行の上、送付すること。

(7) その他

ア 乙から弁当調製施設への手数料請求は、これを一切認めない。

イ 県実施本部員等、システムを利用しない者の弁当料金の入金については、別途協議するものとする。

ウ 弁当引換所に配備する衛生備品・消耗品(検温用放射温度計および外気温測定温度計を含む。)については、甲が準備する。

エ 乙は、業務完了後、弁当調達実績(あっせん・支給弁当別、区分別、金額別、日別、引換所別、業者別等)および準備経過等について報告書を作成し、報告すること。

8. 協議および打合せ等

業務における協議および打合せは、業務着手時および成果品納入時に行うほか、甲が必要とした場合は随時、委託業務の進行状況について、協議および打合せを行うとともに、資料、情報の提供を行うこと。

9. 工程表の提出

乙は、契約締結後速やかに甲と打合せを行い、業務の工程表を作成し、提出すること。

10. 権利義務の譲渡等

乙は、この契約により生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、若しくは継承してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

11. 成果品の納入

本業務の成果品は、以下により納入するものとする。

(1) 提出期限

令和7年(2025年)12月26日(金)

(2) 規格

A4縦カラー製本版10部および電子データ3部

※ 電子データは、マイクロソフト社製Excel、Word またはPowerPoint により編集可能な形(画像データはjpg形式)とし、CD-R等に格納して提出すること。

(3) 納入先

大津市松本一丁目2番1号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

(滋賀県国スポ・障スポ大会局 施設調整室内)

12. 検査等

乙からの成果品の納入後に甲が検査を行い、その合格をもって乙の本件業務委託に係る義務は完了したものとみなす。ただし、当該成果品に係る瑕疵担保責任等、残存する義務は除く。

13. 著作権等

乙は、本件委託業務の成果品にかかる全ての著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。)を、甲に無償で納品時に譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。また、乙は、成果品に係る全てについて、甲の承諾を得ずに第三者に公表、貸与および使用させてはならない。

なお、甲に組織改正等による変更があった場合には、変更後の組織に、組織の解散があった場合には、滋賀県に著作権が帰属する。

14. 両大会の中止、延期、規模縮小等の対応について

(1) 乙は、両大会が中止、延期、規模縮小されるなどの状況が生じた場合、甲と緊密な連携を取り、その指示に従うこと。

(2) 両大会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容および委託料等の取扱いは、証拠書類の確認等に基づき、甲と乙が協議の上、決定することとする。

(3) 両大会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、乙は甲から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に、準備、作成した業務に係る費用を積算したものを、甲の指定する日時までに提出すること。

15. 留意事項

(1) 乙は、本業務を実施する当たり、甲と詳細に協議を行い、作業を進めること。

(2) 乙は、甲の所管する各業務内容および基本方針等並びに本業務の趣旨を十分に理解した上で、甲と緊密な連携を図り、業務を進めること。

- (3) 乙は、必要に応じて競技会場地市町および関係団体等と協議を行い、円滑な業務の遂行に努めること。
- (4) 乙は、先催県での実施状況、類似イベントにおける業務経験等といった自らのノウハウを生かし、必要に応じて甲に対して助言を行うこと。
- (5) 本業務の実施に当たっては、別紙1「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 弁当調達要項」に留意するものとする。
- (6) 乙は、業務全般を実施するに当たり、社内における委託業務に係る情報セキュリティ対策基準等を定めた要領等を提出すること。
- (7) 乙は、弁当調製施設との折衝において、トラブルの防止に努めると共に、トラブルが生じた場合は、対処すること。
- (8) 本業務にかかる現地調査に当たって、第三者の土地等に立ち入る必要のあるときは、事前に甲と協議するものとする。なお、第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において解決すること。
- (9) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

16. その他

ウェブサイト(オンラインシステム)を構築する場合は、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) 情報処理推進機構(IPA)(URL:<https://www.ipa.go.jp/>)の「安全なウェブサイトの作り方」(改訂第7版)および別冊「安全なSQLの呼び出し方」に準拠した実装を行うこと。不具合対応等でプログラムを修正する場合も、同様の方針とする。
- (2) アクセシビリティ対応について、「JIS X 8341-3:2016」のレベル「AA」に配慮すること。
- (3) ウェブサイト全体で常時SSL/TLS に対応すること。
- (4) 運用開始前に脆弱性検査ツール等による点検を行い、発見された脆弱性については適切に対策すること。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員等の大会参加者(以下「大会参加者」という。)に提供する昼食弁当(以下「弁当」という。)の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 業務分担

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

(1) 県委員会

ア わた SHIGA 輝く国スポ 総合開会式および競技会(県が主催または市町と共催するものに限る。)

イ わた SHIGA 輝く障スポ 開・閉会式および競技会

(2) 会場地委員会

わた SHIGA 輝く国スポ 競技会(県が主催するものを除く。)

3 弁当調製施設の選定

(1) 県委員会および会場地委員会は、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課(以下「県生活衛生課」という。)および関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設を選定する。

ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。

イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。

ウ 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入および廃棄容器の回収ができること。

エ 県委員会および会場地委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。

(2) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準等については、県委員会および会場地委員会がそれぞれ別に定める。

(3) 県委員会および会場地委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

4 選定した弁当調製施設の報告

- (1)会場地委員会は、選定した弁当調製施設を「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調製施設名簿」(様式第1号。以下「弁当調製施設名簿」という。)により、令和6年9月末日までに県委員会へ報告する。
- (2)県委員会は、自ら選定した弁当調製施設および会場地委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、弁当調製施設名簿を県生活衛生課または、大津市内の施設にあたっては大津市保健所(以下、県生活衛生課等という。)に提出し、県生活衛生課は施設を管轄する保健所または食品安全監視センターに振り分ける。
- (3)県委員会および会場地委員会は、上記(1)および(2)の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合、それぞれ(1)および(2)に準じて、速やかに追加分の弁当調製施設を報告する。
- (4)県委員会は、弁当調製施設名簿に県外に所在する弁当調製施設がある場合は、当該施設所在地を所管する関係自治体に対し、監視指導の実施および結果の報告を依頼する。

5 弁当調製施設の選定の取消し

- (1)県委員会および会場地委員会は、上記3により選定した弁当調製施設が次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生関係法令に基づく施設の改善命令および指導に従わないとき。
 - イ 食品衛生関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
 - エ その他当該弁当調製施設を選定した県委員会または会場地委員会が不相当と認めるとき。
- (2)会場地委員会が選定を取り消したときは、速やかに県委員会に報告する。選定取消しの報告を受けた県委員会は、速やかに施設を県生活衛生課等に報告する。
- (3)県委員会が選定を取り消したときは、速やかに県生活衛生課等に報告する。併せて会場地委員会に情報提供を行う。

なお、施設が県外に所在する弁当調製施設については、関係自治体に報告する。

6 弁当を提供する大会参加者および弁当料金

- (1)あっせん弁当(大会関係者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。)および支給弁当(県委員会または会場地委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。)を提供する大会参加者は、県委員会および会場地委員会がそれぞれ定める。
- (2)あっせん弁当および支給弁当の料金は、お茶等を含めて1,100円以内(税抜)とし、県委員会および会場地委員会がそれぞれ定める。

7 弁当の献立

県委員会および会場地委員会は、弁当の献立の作成または選定に当たっては、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立作成方針」に示す栄養基準量等に留意し、選手のコンディションづくりや滋賀県産および地場産食材の活用等に配慮するものとする。

8 弁当の申込みおよび発注

- (1) あっせん弁当および支給弁当の申込み、受付、発注等の手続については、県委員会および会場地委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。
- (2) 申込み受付後の変更および取消しは、原則として認めないこととする。
- (3) 県委員会および会場地委員会は、申込みを受け付けたあっせん弁当および支給弁当の個数を取りまとめ、弁当調製施設へ発注する。なお、発注に当たっては、当該弁当調製施設の調製能力を超えることのないよう留意するものとする。

9 弁当の調製、運搬等

県委員会および会場地委員会は、次に掲げる事項を弁当調製施設に遵守させるものとする。

- (1) 調製、包装等に当たっては、衛生管理を徹底すること。
- (2) 次に掲げる項目を容器等に表示すること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名(アレルギー、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。)
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限(時刻まで表示)
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他県委員会および会場地委員会が指示する表示
- (3) 運搬に当たっては、冷蔵車等を使用するものとし、県委員会および会場地委員会が指定する時刻および場所に納入すること。
- (4) 県委員会および会場地委員会の指示に従い、廃棄容器等の回収を行うこと。

10 弁当引換所の設置、弁当の保管

県委員会および会場地委員会は、弁当引換所の設置および弁当の保管等の弁当引換業務に当たっては、保健所の指導の下、衛生上の安全を確保する。

11 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県委員会および会場地委員会が別に定める方法により精算する。

12 その他

- (1)この要項に定めるもののほか必要な事項については、県委員会および会場地委員会がそれぞれ弁当調製施設や県生活衛生課等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2)県外開催競技における弁当の調達については、この要項に準じて取り扱うものとする。